

令和 8年 4月 1日 策定

社会福祉法人 昭和会 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

女性がその能力を発揮し、男女が協働する職場環境を作るため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 8年 4月 1日 ~ 令和13年 3月31日までの 5年間

2. 内容

目標1：すべての事業所において、女性の割合を40%以上とする。

<対策>

- 令和8年4月～ 引き続き、男女ともに定期的なヒアリングを行い、適切なワークライフバランスや働きやすい職場環境を整えることで長期間働ける環境を作る。

目標2：管理職に占める女性の割合を40%以上とする。

<対策>

- 令和8年4月～ 引き続き、男女ともに育児休業(最長3年)・介護休業・育児短時間勤務等が取得できることの周知をすすめる。また、人生の節目においても働くことを継続しやすい環境を整え、長く勤務できることにより管理職となる経験を得られる職場づくりを行う。